

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-B-19-0006_改8
提出年月日	2021年11月15日

02-工-B-19-0006\_改7(2021年11月10日提出)からの  
変更箇所のみ抜粋

#### VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の 基本方針

2021年11月

東北電力株式会社

表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類表 (6/6)

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備 <sup>*1</sup>			補助設備 <sup>*2</sup>			直接支持構造物 <sup>*3</sup>			間接支持構造物 <sup>*4</sup>	検討用 地震動 <sup>*5</sup>
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス			
Cクラス	(i) 原子炉の反応度を抑制するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	原子炉再循環流量制御装置	C	—	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建屋 ・制御建屋	S <sub>C</sub> S <sub>C</sub>		
		制御棒駆動水圧系(Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C	—	—	—	機器・配管等の支持構造物	C	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・焼却炉建屋 ・サイトバンカ建屋	S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub>		
		試料採取系 ・固化装置より下流の固体廃棄物取扱い設備(貯蔵庫を含む) ・確固体系 ・新燃料貯蔵設備 ・その他	C C C C C	—	—	—	機器・配管等の支持構造物	C	原子炉建屋 ・海水ポンプ室 ・タービン建屋 ・制御建屋 ・当該施設に係る屋外コンクリート構造物	S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub>		
Cクラス	(ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	循環水系	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建屋 ・海水ポンプ室 ・タービン建屋 ・制御建屋 ・当該施設に係る屋外コンクリート構造物	S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub>			
		タービン補機冷却系 ・補助ボイラー ・消火系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系(Sクラスの換気空調系以外のもの) ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・その他	C C C C C C C C C	—	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建屋 ・海水ポンプ室 ・タービン建屋 ・制御建屋 ・当該施設に係る屋外コンクリート構造物	S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub>		
Cクラス	(iii) 放射線安全に関係しない施設等	地下水位低下設備	C <sup>*11</sup>	・電気計装設備	C <sup>*11</sup>	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C <sup>*11</sup>	原子炉建屋 ・制御建屋 ・当該施設に係る屋外コンクリート構造物	S <sub>S</sub> S <sub>S</sub> S <sub>S</sub> S <sub>S</sub>			
		屋外排水路(敷地側集水ピット(北側), 北側排水路(防潮堤横断面), 出口側集水ピット(北側), 敷地側集水ピット(南側)及び出口側集水ピット(南側))	C <sup>*11</sup>	—	—	—	—	—	—	—		

- 注記\*1： 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。
- \*2： 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。
- \*3： 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
- \*4： 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物、土木構造物）をいう。
- \*5： 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設のうち、その破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。
- \*6： S<sub>s</sub>：基準地震動S<sub>s</sub>により定まる地震力
- S<sub>d</sub>：弾性設計用地震動S<sub>d</sub>により定まる地震力
- S<sub>B</sub>：Bクラス施設に適用される地震力
- S<sub>C</sub>：Cクラス施設に適用される静的地震力
- \*7： ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準じて取り扱う。
- \*8： 原子炉圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要度を考慮して、Sクラスに準じて取り扱う。
- \*9： Bクラスではあるが、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に対し破損しないことを確認する。
- \*10： 主蒸気逃がし安全弁排気管については、基準地震動S<sub>s</sub>に対して破損しないことを確認することで、蒸気凝縮性能の信頼性を担保する。
- \*11： Cクラスではあるが、基準地震動S<sub>s</sub>に対し機能維持することを確認する。